

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

京都やましろ地域×東京しぶや連携 ～和文化×多文化 関係人口創出プロジェクト～

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

東京都渋谷区／京都府宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

### 3 地域再生計画の区域

東京都渋谷区／京都府宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

京都府山城地域 12 市町村の人口は、人口の転出超過等により、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけて約 1 万人、1.8%の減少となる推計で、年少人口 (0～14 歳) は 7.5%、生産年齢人口 (15～64 歳) は 5.2%の減少となる見込み (高齢者人口 (65 歳以上) は 8.7%の増加)。特に 20～30 代は-12.4%と、地域活力の創出を担う若い世代の減少が深刻となっている。

一方、渋谷区の事業所数は平成 24 (2012) 年から平成 28 (2016) 年にかけて約 26%増加しており、今後も渋谷スクランブルスクエア、渋谷フクラスなどのオープンによる先端企業の進出などが見込まれる。これまでの産業集積等を活かし、多彩な文化との融合による渋谷カルチャーの進化、ダイバーシティ & インクルージョン、エンタテインメントシティの実現を目指すにあたり、日本の伝統文化の学びを通じた国際都市や情報発信拠点としての渋谷の成熟を図ることが課題である。

そのため、両地域が連携して活性化、魅力の拡大をはかるため、関係人口の創出・拡大へ協働して取り組み、相互の資源と課題を組み合わせ、新たな価値

を創造することが課題である。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

地域経済の低迷や人口減少等を危惧し、首都圏との新たな連携交流を模索していた京都府市長会・町村会が、東京 23 区が展開する特別区全国連携プロジェクトの趣旨に賛同し、特別区長会との間で連携協力協定を締結したことを契機とし、京都府山城地域及び東京都渋谷区における「人」や「企業等」が、日本固有の「和文化」と国際的な「多文化」の融合をはかり、一過性ではない「深い交流」を持続的に展開する環境を創り出すことにより、両地域の「関係人口」の創出・拡大を目指す。

このことにより、京都府山城地域のお茶に代表される伝統的な和文化と東京都渋谷区の先端的なファッション、デザイン等の多文化との融合を進め、新たな商品や生活文化を創出することにより、京都府山城地域の再生と東京都渋谷区の魅力の維持・拡大を図ることで、「地方住民が都市で活躍する」、「都市住民が地方で活躍する」といった、地方と都市ともに発展・成長するような共存共栄する新しい関係づくりを目指す。

## 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020 年度増加分 1 年目	2021 年度増加分 2 年目
観光消費額（山城地域の額、渋谷 区の額を設定）（億円）	2,459	221	115
両地域において企業が連携して開 発したプログラム、商品の件数 (件)	0	1	1
両地域の連携事業へ参画した個人 のうち継続して参画意欲がある人 数(人)	0	50	50
イベント参加者へのアンケートに よりやましろ地域と渋谷区の連携 が大切とする住民の割合(%)	23	5	5

2022 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
120	456
1	3
50	150
5	15

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

京都やましろ地域×東京しぶや連携 ～和文化×多文化 関係人口創出プロジェクト～

③ 事業の内容

1) 東京の資源を活用した京都の茶文化進化学業

宇治茶を切り口とした文化・エンタテインメント（和文化）を広く発信するとともに山城地域の特産品などをPRするため、「京都の茶文化・渋谷カルチャー連携進化学業 in 渋谷」を実施する。実施にあたっては、企業の協力により渋谷のまちづくりの象徴とも言える渋谷ヒカリエ等を会場とし、多様な手段により発信を行う。

また、渋谷区における企業連携（S - S A P協定）を活かし、宇治茶を含めた山城地域産品を利用した「渋谷土産」を開発するなど、企業と生産者の協働による和文化と多文化が融合した新たな価値を創出する取り組みを展開する。

2) 京都の資源を活用した渋谷カルチャー進化学業

「京都の茶文化・渋谷カルチャー連携進化学業 in やましろ」として、山城地域が有する歴史的景観を含めたお茶などをはじめとする和文化や、豊かな自然に育まれ歴史的価値のある産品などの魅力に触れる歴史文化体験プログラムを創出し、継続的な交流の仕組みを生み出す。これにより、伝統的日本文化の体験を通じた渋谷カルチャー・エンタメの進化につなげる。

プログラムの創出にあたり、和文化嗜好、健康志向などターゲットを明確に設定したニーズ調査を渋谷区民を対象として実施し、企画・実施する。

また、子供たちの農山村体験の拡大など、交流の裾野を広げる具体的な取り組み、事業化についても併せて検討を進める。

3) お茶の京都・東京しぶや戦略的交流事業

京都の茶文化と渋谷カルチャーの関係深化に向けた戦略を検討するた

め、交流戦略委員会（仮）を設置し、有志企業や生産者、クリエイティブ人材等の参画をはかり、連携交流事業の情報共有および実施方法の改善、戦略的交流事業の提言等を行う場として、年間3回開催する。委員会では関係人口の創出・拡大に向けた新たな連携事業の提案・創出など、戦略的・効果的な事業展開を継続的に推進するとともに、委員会を核として、渋谷カルチャーを牽引するクリエイターなどと連携した推進主体（関係案内所・案内人）の構築につなげる。また、住民に向けた啓発冊子の作成及び交流ポータルサイトの構築を行い、事業のPRを展開する。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

お茶の京都・東京しぶや戦略的交流事業から山城地域・渋谷区の自治体・企業等による連携組織が立ち上がり、以下の方策により多様な収入源を確保し、自立した事業体制の確立を図る。

- ・「渋谷土産」など販売による事業収入や体験プログラムに参加する区民・企業からの収入を確保する。
- ・クラウドファンディングなど民間資金を活用する。
- ・企業やNPO、関連団体からの協賛金を設定する。
- ・連携自治体等からの事業受託収入を確保する。

##### 【官民協働】

既存の産業団体や行政と連携協力する企業等をネットワーク化するとともに、クリエイティブ人材を擁する機関、若手生産者など幅広い主体によって推進する仕組みをつくる。そのためネットワークの核となる交流戦略委員会を設置することにより、多様なステークホルダーが自治体間連携を通じた地域活性に継続的に取り組む基盤が形成される。

##### 【地域間連携】

京都府山城地域の有するお茶など日本伝統の和文化に関する資源と、若者や外国人が多数訪れ、これらの人々をターゲットにした活動が展開され多文化を有する渋谷区の資源を、関係人口の創出・拡大をはかる視点から自治体間連携によって結びつけ、これまでになく視点から新たな価値の創造などWIN-WINの関係づくりを目指す。

## 【政策間連携】

京都山城地域と東京渋谷区それぞれの観光振興と産業振興を連携させ、それぞれが持つ和文化和多文化を磨き上げる文化振興施策が活発に展開され、都市魅力を一層鮮明した街づくりが推進される。

また、関係人口の創出による新たな価値の創造として取り組まれる製品開発、体験プログラムなどを通じ、新たな産業育成、観光開発がはかられる。

さらに、連携事業の展開により、産業育成、観光振興の政策効果が文化振興、街づくりへ波及し、さらに、これらの分野が相互連携を深めることにより、地域活性に向けた好循環を形成する。

### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

#### 【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を「交流戦略委員会（仮）」がとりまとめ、各自治体へ連絡する。これにもとづき、各自治体ごとに検証を行う。

#### 【外部組織の参画者】

各自治体における検証組織の有識者等の関与を得ながら検証結果をまとめる。

#### 【検証結果の公表の方法】

検証結果は毎年度、ホームページで公表する。

### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 43,480 千円

### ⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

### ⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2023 年 3 月 31 日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、7-1 に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。